

令和 7 年 1 月 8 日
 子ども・若者部

世田谷区子ども条例の一部改正（案）について

（付議の要旨）

「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、世田谷区子ども条例を一部改正する条例（案）をまとめたので、決定する。

1 主旨

世田谷区子ども条例を一部改正する条例制定に向け、昨年 9 月に「世田谷区子ども条例の一部改正（素案）」を作成した。その後、パブリックコメントと子ども・若者の声ポストにより区民の意見募集を行い、この間の区議会での議論、子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、条例の一部改正（案）をまとめたので決定する。

2 案の内容

別紙 1 「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（案）」

別紙 2 新旧対照表

3 素案に対する区民意見と区の考え方

令和 6 年 9 月 15 日～10 月 15 日を期間として条例素案に対する意見募集を実施し、39 人の方から 83 件の意見をいただいた。

意見の概要と区の考え方は、別紙 3 「世田谷区子ども条例の一部改正（素案）への区民意見と区の考え方（案）」のとおり。

4 素案から案における主な変更点

条項	変更内容
前文	① 「子どもの意見表明」について、子ども条例検討プロジェクトで再検討した結果を踏まえ、子どもたちの思いがしっかり伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。 ② 「区や大人の決意表明」について、表現を充実させるとともに、子どもの権利の実現に向けた、大人の考えと決意を記載した。
第 2 条 ほか	（言葉の意味） 素案では「事業者」は「団体」に含まれる整理をしたが、わかりやすい表現とするため「子どもに関わる事業者」、「事業者」をそれぞれ記載した。
第 4 条	（基本となる権利） 子どもの権利条約の一般原則である 4 つの権利は、年齢、発達、性別、LGBTQ などの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての子どもに保障されなければならない、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければならないことを記載した。

第5条 ～ 第9条	(権利カタログ) 子どもの権利について、子ども条例検討プロジェクトで再検討した結果を踏まえ、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。
第14条	(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり) 地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めることを記載した。
第24条	(普及啓発) 区や大人は、子どもが社会において責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、大人や他の子どもにも権利があること、また、互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていくことを記載した。

5 「世田谷区子どもの権利委員会」の設置について

世田谷区子ども条例を一部改正する条例（案）第39条における、子どもの権利を保障するための調査と評価検証を行う第三者機関について、新たに制定する「世田谷区子どもの権利委員会条例（案）」で細則を定める。

別紙4 「世田谷区子どもの権利委員会条例（案）」

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 子ども・若者施策推進特別委員会（条例*案）
区議会第一回定例会（条例*案の提案）
4月 条例*施行

（※子ども条例の一部改正条例及び、子どもの権利委員会条例）

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（案）

せたがやくこ けんりじょうれい
世田谷区子どもの権利条例

へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう
平成13年12月10日 条例第64号

かいせい
改正

へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう
平成24年12月10日 条例第82号
へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう
平成26年3月7日 条例第14号
れいわ ねん がつ かじょうれいだい ごう
令和2年3月4日 条例第11号
れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう
令和7年〇月〇日 条例第〇〇号

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条—第3条）

だい しょう こ けんり だい じょう だい じょう
第2章 子どもの権利（第4条—第9条）

だい しょう こ こそだ を ささ あ ちいき だい じょう だい じょう
第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条—第14条）

だい しょう きほん せいさく だい じょう だい じょう
第4章 基本となる政策（第15条—第24条）

だい しょう こ けんりようご だい じょう だい じょう
第5章 子どもの権利擁護（第25条—第35条）

だい しょう すいしんけいかく すいしんたいせい ひょうかけんしょう だい じょう だい じょう
第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（第36条—第39条）

だい しょう ざっそく だい じょう
第7章 雑則（第40条）

ふそく
附則

こ いけんひょうめい
(子どもの意見表明)

こ おも
1. 子どもの思い

わたし じぶん いけん おも う よろこ かん
私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれい しぜんゆた せたがや まも
きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

わたし みらい きぼう
私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

じぶん さまざま せんたく じぶん い
自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

こ どうし こうりゆう きかい ふ
子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

あんしん ばしょ ふ
安心できる場所を増やしたいです。

じゆう 自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

おとな いけん おも とど
大人に意見や思いを届けたいです。

こんな おも せたがや
こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってください。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

(区や大人の決意表明)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

第1章 総則

(条例制定の趣旨)

第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。

- (1) まだ18歳になっていないすべての人
- (2) この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人
- 2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。
- 3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- 4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・法人のことをいいます。
- 5 この条例において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人のことをいいます。
- 6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

- (1) 子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくりまします。
- (2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たちが区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。
- (3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第4条 平成元年(1989年)11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など(以下「年齢など」といいます。)

別紙 1

にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。

- (1) いかなる理由でも差別されない権利
- (2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利
- (3) 生きる権利と成長・発達する権利
- (4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利
(自分らしくいられる権利)

第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分らしくいられ、個性が尊重される権利
- (2) 公正に評価される権利
(豊かに過ごす権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利
- (2) 自分のやりたいことを追求できる権利
- (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
- (4) 自分が知りたい情報を得られる権利
- (5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利
(社会から守られ、支援を受ける権利)

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安全で安心して生きることができる権利
- (2) 健康に暮らせる権利
- (3) 生活環境と自然環境が守られる権利
(自分で自分のことを決める権利)

第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分で選択して自由に自己決定できる権利
- (2) 自分らしく学び、成長・発達できる権利
- (3) 様々なことに挑戦して失敗できる権利
(意見を表明し、参加・参画する権利)

第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 意見や思いを様々な方法で表すことができる権利
 (2) 対話をして協働する権利
 (3) 地域に参画する権利

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(保護者の役割など)

第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。

2 保護者は、子どものための思い、良かれと思ってしまうことが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。

3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務)

第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。

2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。

3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもの自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。

(区民・団体・事業者の役割)

第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

2 事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

(区の責務)

第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり)

第14条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に

別紙 1

む だれ たす あ じはつてき かつどう けいぞく ひつよう とりくみ おこな
 向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行
 います。

第4章 基本となる政策

(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重)

だい じょう く さまざま ばめん きかい こ たよう いけん おも う たいわ
 第15条 区は、様々な場面や機会、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、
 子どもとともに子どもの権利を実現します。

2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとと
 もに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画する
 ことができる仕組みづくりに努めていきます。

3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかな
 か意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子ども
 の思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。

4 区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討
 した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。

(子どもの居場所づくり)

だい じょう く こ ひつよう かんが たよう いぼしよ いぼしよ しつ かくほ つと
 第16条 区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めてい
 きます。

2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重
 ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。

(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

(2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感
 じられること。

(3) 自分のことを自分で決められること。

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化
 することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過
 すごすることができる居心地のよい環境の整備に努めていきます。

(虐待の予防など)

だい じょう だれ こ ぎゃくたい
 第17条 誰であっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子ども
 に関わる事業者などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要
 なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭
 支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な
 支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まる
 よう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わ
 る事業者などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

(いじめや差別の予防など)

第18条 誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。

(貧困などの対策)

第19条 誰であっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

2 区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないように、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。

(健康と環境づくり)

第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。

(子どもの権利学習の支援)

第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。

2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。

(子育て支援ネットワークの形成)

第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。

(人材育成)

第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。

2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。

(普及啓発)

第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。

2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任

別紙 1

ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

- 4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

第5章 子どもの権利擁護

(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

- 2 擁護委員は、5人以内とします。

- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力など)

別紙 1

第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

(相談と申立て)

第29条 次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずる者として規則で定める者

(調査と調整)

第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

別紙 1

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務)

第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

(相談・調査専門員)

第35条 擁護委員の仕事は、相談・調査専門員を設置します。

2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

(推進計画)

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を作ります。

2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。

(推進体制)

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(評価検証など)

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

だい しょう ざっそく
第 7 章 雑則

いにん
(委任)

だい しょう じょうれい しこう ひつよう くちょう さだ
第 40 条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

ふそく
附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

ふそく へいせい ねん がつ か じょうれい だい ごうしょう
附則 (平成24年12月10日 条例第82号抄)

- 1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行)

ふそく へいせい ねん がつ か じょうれい だい ごう
附則 (平成26年3月7日 条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

ふそく れいわ ねん がつ か じょうれい だい ごう
附則 (令和2年3月4日 条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

ふそく れいわ ねん がつ にちじょうれい だい ごう
附則 (令和7年●月●日 条例第●号)

しこう きじつ
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

せたがやくちいきほけんふくしすいしんじょうれい いちぶかいせい
(世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正)

- 2 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（案） 【新旧対照表】

※ゴシック表記部分は、子どもとともに考えた条文です。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>せたがやくこ けんりじょうれい 世田谷区子どもの権利条例 へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう 平成13年12月10日 条例第64号</p> <p>かいせい 改正</p> <p>へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう 平成24年12月10日 条例第82号 へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう 平成26年3月7日 条例第14号 れいわ ねん がつ かじょうれいだい ごう 令和2年3月4日 条例第11号 れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう 令和7年〇月〇日 条例第〇〇号</p> <p>もくじ 目次</p> <p>ぜんぶん 前文</p> <p>だい しょう そうそく だい じょう だい じょう 第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>だい しょう こ けんり だい じょう だい じょう 第2章 子どもの権利（第4条—第9条）</p> <p>だい しょう こ こそだ ささ あ ちいき だい じょう 第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条— 第14条）</p> <p>だい しょう きほん せいさく だい じょう だい じょう 第4章 基本となる政策（第15条—第24条）</p> <p>だい しょう こ けんりようご だい じょう だい じょう 第5章 子どもの権利擁護（第25条—第35条）</p> <p>だい しょう すいしんけいかく すいしんたいせい ひょうかけんしょう だい じょう 第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（第36条— 第39条）</p> <p>だい しょう ざっそく だい じょう 第7章 雑則（第40条）</p> <p>ふそく 附則</p>	<p>せたがやくこ けんりじょうれい 世田谷区子どもの権利条例 へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう 平成13年12月10日 条例第64号</p> <p>かいせい 改正</p> <p>へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう 平成24年12月10日 条例第82号 へいせい ねん がつ かじょうれいだい ごう 平成26年3月7日 条例第14号 れいわ ねん がつ かじょうれいだい ごう 令和2年3月4日 条例第11号 <u>れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう 令和7年〇月〇日 条例第〇〇号</u></p> <p>もくじ 目次</p> <p>ぜんぶん 前文</p> <p>だい しょう そうそく だい じょう <u>だい じょう</u> 第1章 総則（第1条—<u>第3条</u>）</p> <p><u>だい しょう こ けんり だい じょう だい じょう</u> <u>第2章 子どもの権利（第4条—第9条）</u></p> <p><u>だい しょう こ こそだ ささ あ ちいき だい じょう</u> <u>第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条— 第14条）</u></p> <p><u>だい しょう きほん せいさく だい じょう だい じょう</u> <u>第4章 基本となる政策（第15条—第24条）</u></p> <p><u>だい しょう こ けんりようご だい じょう だい じょう</u> <u>第5章 子どもの権利擁護（第25条—第35条）</u></p> <p><u>だい しょう すいしんけいかく すいしんたいせい ひょうかけんしょう だい じょう</u> <u>第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（第36条— 第39条）</u></p> <p><u>だい しょう ざっそく だい じょう</u> <u>第7章 雑則（第40条）</u></p> <p>ふそく 附則</p>	<p>世田谷区子ども条例</p> <p>平成13年12月10日 条例第64号</p> <p>改正</p> <p>平成24年12月10日 条例第82号</p> <p>平成26年3月7日 条例第14号</p> <p>令和2年3月4日 条例第11号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第8条）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>第2章 基本となる政策（第9条—第14条）</p> <p>第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）</p> <p>第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）</p> <p>第5章 推進体制など（第27条—第31条）</p> <p>第6章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>前文</p> <p>(子どもの意見表明)</p> <p>1. 子どもの思い</p> <p>私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。</p> <p>きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。</p> <p>私たちの未来にもっと希望をもちたいです。</p> <p>自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。</p> <p>子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。</p> <p>安心できる場所を増やしたいです。</p> <p>自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していききたいです。</p> <p>大人に意見や思いを届けたいです。</p> <p>こんな思いがかなう世田谷にしたいです。</p>	<p>前文</p> <p>(子どもの想い)</p> <p>世田谷のまちが好きです。</p> <p>健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。</p> <p>自分の未来に希望をもちたいです。</p> <p>さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。</p> <p>子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。</p> <p>安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。</p> <p>自由に、学びたいことを探求したいです。</p> <p>学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。</p> <p>大人に意見や想いを届けたいです。</p> <p>自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。</p>	<p>子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。</p> <p>子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性をはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。</p> <p>平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。</p> <p>このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならぬ役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。</p>	<p>◆前文の「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」（子どもとともに考える部分）については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。</p> <p>◆素案では子どもについては「想い」、大人は「思い」という整理をしていたが、子どもの願い、不安、悩み、喜び、悲しみ、望みなども含めた子どもの意思を受けとめる必要があると考え、「思い」の表記に統一した。</p>

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>2. ^{おとな}大人へのメッセージ</p> <p>^{おとな}大人世代の「^{あたりまえ}あたり前」は、 ^こ子ども世代の「^{あたりまえ}あたり前」とは<u>違います</u>。 ^{おとな}大人たちには、^{おな}自分が^こ子どもだった時の^{とき}気持ちを^{おも}思い出し、^こ子どもと<u>同じ目線に立って</u>向き合ってください。 ^こ子どもは<u>きっとこう感じているという</u>決めつけではなく、<u>私たちの言葉や思い</u>を信じてください。</p> <p><u>そして、言葉や思い</u>をしっかり受けとめ、<u>た上で向き合ってください</u>。</p> <p><u>みんなが意見や思い</u>を尊重し<u>合</u>って、何かを恐れずに、自由^にに発言や表現できる環境が欲しいです。</p> <p>^こ個性が認められ、^{自分}自分らしく生きたいので、^{多様性}多様性が<u>尊重</u>される<u>こと</u>が必要です。 ^{好奇心}好奇心がくすぐられる^{体験}体験、^{機会}機会など、^{ワクワク}ワクワクを^{育ち}育ちや^{学び}学びに取り入れてほしいです。 ^{すべて}すべての子どもが^{安心}安心でき、^{教育}教育を受けられる^{多様な}多様な環境が欲しいです。</p> <p>いろんな不安を<u>も</u>っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を<u>増や</u>してください。 「できるかできないか」<u>だけ</u>を見るのではなく、「<u>やっている姿</u>」も見てください。</p> <p>私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた<u>応援</u>をしてください。</p>	<p>^{おとな}大人へのメッセージ</p> <p><u>私たちの言葉や思い</u>をしっかり受けとめ、「否定」ではなく、「肯定」してください。</p> <p>^{おとな}大人たちに<u>意見や思い</u>を尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由^にに発言や表現できる環境がほしいです。</p> <p>^{おとな}大人世代の「^{あたりまえ}あたり前」は、^こ子ども世代の「^{あたりまえ}あたり前」じゃない。 ^{おとな}大人たちには、^{おな}自分が^こ子どもだった時の^{とき}気持ちを思い出して、^こ子どもと<u>対等</u>に向き合ってください。 ^こ子どもは<u>きっとこう感じている</u>という決めつけではなく、<u>本人の言葉や思い</u>を信じてください。</p> <p>^こ個性を認めてもらい、^{自分}自分らしく生きたいので、^{多様性}多様性が<u>認められる</u>機会や空間が必要です。 ^{好奇心}好奇心がくすぐられる^{体験}体験、^{機会}機会など、^{ワクワク}ワクワクを^{育ち}育ちや^{学び}学びに取り入れてほしいです。 ^{すべて}すべての子どもが^{安心}安心でき、^{教育}教育を受けられる^{多様な}多様な環境が必要です。</p> <p>いろんな不安を<u>も</u>っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を<u>つく</u>ってください。 「できるかできない」ではなく、「<u>やったかやっていない</u>」で<u>評価</u>し、<u>がんばったこと</u>をほめてください。</p> <p>私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた<u>応援</u>をしてください。</p>		<p>◆前文の「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」（子どもとともに考える部分）については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。</p>

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p><u>（区や大人の決意表明）</u> 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。</p> <p><u>子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。</u></p> <p><u>私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。</u></p> <p><u>子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知るとは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。</u></p> <p><u>私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。</u></p> <p><u>この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。</u></p> <p><u>私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。</u></p>	<p><u>（区や大人の決意表明）</u> <u>子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。</u></p> <p><u>私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。</u></p> <p><u>そして、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの思いに応えるため、前文の「区や大人の決意表明」（大人が記載する部分）の内容を充実させた。 ◆子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点や、地域の中で子どもを育む視点を記載した。

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>	
<p>(条例制定の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。</p>	<p>(条例制定の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な</u>ことがらを定めるものです。</p>	<p>(条例制定の理由)</p> <p>第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。</p>	
<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。</p> <p>(1) まだ18歳になっていないすべての人</p> <p>(2) この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人</p> <p>2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。</p> <p>3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。</p> <p>4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・<u>法人</u>のことをいいます。</p> <p>5 この条例において「区民・団体・<u>事業者</u>」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・<u>法人</u>のことをいいます。</p> <p>6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、<u>教育委員会</u>などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。</p>	<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>次の人のことをいいます。</u></p> <p>(1) <u>まだ18歳になっていないすべての人</u></p> <p>(2) <u>この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人</u></p> <p>2 <u>この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。</u></p> <p>3 <u>この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。</u></p> <p>4 <u>この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。</u></p> <p>5 <u>この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。</u></p> <p>6 <u>この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。</u></p>	<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>◆素案では「事業者」は「団体」に含まれる整理をしたが、わかりやすい表現とするため「子どもに関わる事業者」、「事業者」をそれぞれ記載した。</p>
<p>(条例の目標)</p> <p>第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 子どもが考える「<u>一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち</u>」をつくりまします。</p>	<p>(条例の目標)</p> <p>第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジできる笑顔になれるまち</u>をつくりまします。</p>	<p>(条例の目標)</p> <p>第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。</p>	<p>◆子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、再度検討した結果を反映した。</p>

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの<u>思い</u>や意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。</p> <p>(3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。</p>	<p>(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの<u>思い</u>や意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。</p> <p>(3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。</p>	<p>(2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。</p> <p>(3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。</p>	
<p>第2章 子どもの権利</p>			
<p>(基本となる権利)</p> <p>第4条 平成元年(1989年)11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、<u>年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など</u>(以下「年齢など」といいます。)にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。</p> <p>(1) いかなる理由でも差別されない権利</p> <p>(2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考慮される権利</p> <p>(3) 生きる権利と成長・発達する権利</p> <p>(4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や<u>思い</u>を表明する権利</p>	<p>(基本となる権利)</p> <p>第4条 平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、すべての子どもに保障されなければなりません。</p> <p>(1) いかなる理由でも差別されない権利</p> <p>(2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考慮される権利</p> <p>(3) 生きる権利と成長・発達する権利</p> <p>(4) 自分に関係のあることについて、<u>年齢や発達にかかわらず</u>、自由に自分の意見や思いを表明する権利</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>◆子どもの権利を実現するための政策の実施にあたり区が配慮すべきことを具体的に記載した。</p>
<p>(自分らしくいられる権利)</p> <p>第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1) 自分らしくいられ、<u>個性が尊重される</u>権利</p> <p>(2) <u>公正</u>に評価される権利</p>	<p>(自分らしくいられる権利)</p> <p>第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1) 自分らしくいられ、<u>差別を受けない</u>権利</p> <p>(2) <u>平等に扱われる</u>権利</p> <p>(3) <u>能力に応じて評価される</u>権利</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>◆第5条～第9条については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会(10月24日～11月21日)において、条例(素案)へ寄せられた意見を踏まえた検討を行</p>

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(豊かに過ごす権利) 第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利 (5)心や身体が疲れた時に休息することができる権利</p>	<p>(豊かに過ごす権利) 第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利</p>	<p>【新設】 【新設】 【新設】</p>	<p>い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。</p>
<p>(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)安全で安心して生きる権利 (2)健康に暮らせる権利 (3)生活環境と自然環境が守られる権利</p>	<p>(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)安全で安心して過ごす権利 (2)生存に関する権利 (3)健康で暮らせる権利 (4)生活環境と自然環境が守られる権利</p>	<p>【新設】 【新設】 【新設】</p>	
<p>(自分で自分のことを決める権利) 第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)自分で選択して自由に自己決定できる権利 (2)自分らしく学び、成長・発達できる権利 (3)様々なことに挑戦して失敗できる権利</p>	<p>(自分で自分のことを決める権利) 第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)様々なことに挑戦して失敗できる権利 (2)選択して自己決定できる権利 (3)自分らしく学び成長・発達できる権利</p>	<p>【新設】 【新設】 【新設】</p>	
<p>(意見を表明し、参加・参画する権利) 第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)意見や思いを様々な方法で表すことができる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利</p>	<p>(意見を表明し、参加・参画することができる権利) 第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)意見を表明できる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利</p>	<p>【新設】 【新設】 【新設】</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり</p>	<p>第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり</p>	<p>【新設】</p>	
<p>(保護者の役割など) 第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。 2 保護者は、子どものために思い、良かれと思つてすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。 3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。</p>	<p>(保護者の役割など) 第10条 保護者は、<u>子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。</u> 2 <u>保護者は、子どものために思い、良かれと思つてすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。</u> 3 <u>保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。</u></p>	<p>(保護者の務め) 第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。 【新設】 【新設】</p>	
<p>(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務) 第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。 2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。 3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。</p>	<p>(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体の責務) 第11条 <u>学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。</u> 2 <u>学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体と連携・協力する責務があります。</u> (新規)</p>	<p>(学校の務め) 第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。</p>	<p>◆第12条の「事業者」の定義を整理したことに伴い、「子どもに関わる事業者」についても整理を行った。</p>
<p>(区民・団体・事業者の役割) 第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。</p>	<p>(区民・団体の役割) 第12条 <u>区民・団体は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。</u></p>	<p>(区民の務め) 第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>2 <u>事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。</u></p>	<p>2 <u>事業者と雇い主は、その活動を行う中で、子どもが自分らしく、豊かに育つことができ、また、子育てをしやすい環境を整備していくため、配慮するよう努めなければなりません。</u></p>	<p>(事業者の務め) 第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません</p>	<p>◆事業者と雇い主の使い分けが曖昧なため、「事業者」に統一して表現を改めた。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3 <u>事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながることはないよう、配慮に努めなければなりません。</u></p>	<p>(雇い主の協力) ※第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。</p>	
<p>(区の責務) 第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。</p>	<p>(区の責務) 第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体、区民・団体と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。</p>	<p>(区の務め) 第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。</p>	
<p>(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり) 第14条 区や子どもを含むすべての区民は、<u>地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。</u></p>	<p>(子どもにやさしいまちづくり) 第14条 区や子どもを含むすべての区民は、<u>子どもにやさしいまちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。</u></p>	<p>(地域の中での助け合い) ※第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。</p>	<p>◆地域の中で子どもを育む視点を記載した。</p>
<p>第4章 基本となる政策</p>	<p>第4章 基本となる政策</p>	<p>第2章 基本となる政策</p>	
	<p>【条項順を入れ替え：第20条】 【条項順を入れ替え：第20条】 【条項順を入れ替え：第16条】 【条項順を入れ替え：第16条】 【条項順を入れ替え：第16条】</p>	<p>(健康と環境づくり) 第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。 (場の確保など) 第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。 2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や<u>思い</u>の尊重)</p> <p>第15条 区は、様々な場面や機会^{きかい}で、子どもの多様な意見や<u>思い</u>を受けとめ、対話しながら、<u>子ども</u>とともに子どもの権利を実現します。</p> <p>2 区は、子どもが主体^{しゅたい}となって、安心して意見表明^{いけんひょうめい}をすることができる会議を実施するとともに、<u>会議以外</u>の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。</p> <p>3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの<u>思い</u>を受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。</p> <p>4 区は、子どもの意見や<u>思い</u>を大切に受けとめて、<u>その意見や思いの実現</u>などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。</p>	<p>(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や<u>思い</u>の尊重)</p> <p>第15条 区は、<u>子どもの年齢や発達</u>に応じて、様々な場面や機会^{きかい}で、子どもの多様な意見や<u>思い</u>を受けとめ、対話しながら、<u>子ども</u>とともに子どもの権利を実現します。</p> <p>2 区は、<u>子どもが主体</u>となって、安心して意見表明^{いけんひょうめい}をすることができる会議を実施するとともに、<u>会議以外でも意見表明の場を確保</u>し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。</p> <p>3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの<u>思い</u>を受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。</p> <p>4 区は、<u>子どもの意見や思い</u>を大切に受けとめて、<u>検討した結果と、その理由について子どもに伝えていく</u>よう努めていきます。</p>	<p>(子どもの参加)</p> <p>【新設】</p> <p>第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>◆検討の目的を具体的に記載した。</p>
<p>(子どもの居場所づくり)</p> <p>第16条 区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができる<u>こと</u>に加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。</p> <p>(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。</p> <p>(2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、<u>伝えた意見</u>が受けとめられたと感じられること。</p> <p>(3) 自分のことを自分で決められること。</p> <p>3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めていきます。</p>	<p>(子どもの居場所づくり)</p> <p>第16条 区は、<u>子どもの年齢や発達</u>に応じて、<u>子どもが必要と考える、多様な居場所づくり</u>と居場所の質の確保に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもが居心地がよく安心して<u>過ごすこと</u>に加えて、子どもとの対話を重ねながら、<u>次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所</u>を実現するよう努めていきます。</p> <p>(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。</p> <p>(2) 場の一員である実感が持て、意思を伝えようと思え、<u>伝えた意見</u>が受けとめられたと感じられること。</p> <p>(3) 自分のことを自分で決められること。</p> <p>3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、<u>連携を強化</u>することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境を整備します。</p>	<p>(場の確保など)</p> <p>※第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(虐待の予防など)</p> <p>第17条 <u>誰</u>であっても、子どもを虐待してはなりません。</p> <p>2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。</p> <p>3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。</p>	<p>(虐待の<u>予防</u>など)</p> <p>第17条 <u>だれ</u>であっても、子どもを虐待してはなりません。</p> <p>2 区は、虐待を<u>予防</u>するため、<u>学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体など</u>と連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。</p> <p>3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の<u>予防</u>に努めていきます。</p>	<p>(虐待の禁止など)</p> <p>第12条 <u>だれ</u>であっても、子どもを虐待してはなりません。</p> <p>2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。</p> <p>3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。</p>	
<p>(いじめや差別の予防など)</p> <p>第18条 <u>誰</u>であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。</p> <p>2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まる<u>ための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見</u>に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、<u>速やかに</u>解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みを<u>作る</u>よう努めていきます。</p>	<p>(いじめや差別の<u>予防</u>など)</p> <p>第18条 <u>だれ</u>であっても、<u>いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。</u></p> <p>2 区は、いじめや<u>差別</u>を<u>予防</u>するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめや<u>差別</u>があったときに、すみやかに解決するため、保護者や<u>学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体など</u>と連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。</p>	<p>(いじめへの対応)</p> <p>第13条 <u>だれ</u>であっても、いじめをしてはなりません。</p> <p>2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。</p>	<p>◆未然防止や早期発見について追記した。</p>
<p>(貧困などの対策)</p> <p>第19条 <u>誰</u>であっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。</p> <p>2 区は、貧困などの防止と解消に<u>向けて</u>、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。</p>	<p>(<u>貧困などの対策</u>)</p> <p>第19条 <u>だれ</u>であっても、<u>貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。</u></p> <p>2 区は、<u>貧困などの防止と解消にむけて</u>、<u>子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。</u></p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(健康と環境づくり)</p> <p>第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。</p>	<p>(健康と環境づくり)</p> <p>第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。</p>	<p>(健康と環境づくり)</p> <p>※第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。</p>	
<p>(子どもの権利学習の支援)</p> <p>第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。</p>	<p>(子どもの権利学習の支援)</p> <p>第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>◆第1項「権利」に対し、第2項では「権利全般」という文言を用いると、第1項が「権利の一部」のようにも読めるため、「権利」に統一した。</p>
<p>(子育て支援ネットワークの形成)</p> <p>第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。</p> <p>2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。</p>	<p>(子育て支援ネットワークの形成)</p> <p>第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。</p> <p>2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。</p>	<p>(子育てへの支援)</p> <p>第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。</p> <p>【新設】</p>	
<p>(人材育成)</p> <p>第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。</p>	<p>(人材育成)</p> <p>第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材が継続的に育成され、循環する環境の整備に努めていきます。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>◆「循環」について説明を追加した。</p>
<p>(普及啓発)</p> <p>第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。</p> <p>2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。</p> <p>3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。</p>	<p>(普及啓発)</p> <p>第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもの年齢や発達に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。</p> <p>【新設】</p>	<p>(啓発)</p> <p>※第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。</p> <p>【新設】</p>	<p>◆子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点を記載した。</p>

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。</p>	<p>3 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、世田谷区子どもの権利の日として定めます。</p>	<p>【新設】</p>	
<p>第5章 子どもの権利擁護</p>		<p>第3章 子どもの人権擁護</p>	
<p>(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)</p> <p>第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。</p> <p>2 擁護委員は、5人以内とします。</p> <p>3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。</p> <p>4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。</p> <p>5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。</p>	<p>(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)</p> <p>第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。</p> <p>2 擁護委員は、5人以内とします。</p> <p>3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。</p> <p>4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。</p> <p>5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。</p>	<p>(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)</p> <p>第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。</p> <p>2 擁護委員は、3人以内とします。</p> <p>3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。</p> <p>4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。</p> <p>5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。</p>	
<p>(擁護委員の仕事)</p> <p>第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。</p> <p>(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。</p> <p>(2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。</p> <p>(3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。</p> <p>(4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。</p> <p>(5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。</p> <p>(6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。</p> <p>(7)活動の報告をし、その内容を公表すること。</p>	<p>(擁護委員の仕事)</p> <p>第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。</p> <p>(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。</p> <p>(2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。</p> <p>(3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。</p> <p>(4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。</p> <p>(5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。</p> <p>(6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。</p> <p>(7)活動の報告をし、その内容を公表すること。</p>	<p>(擁護委員の仕事)</p> <p>第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。</p> <p>(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。</p> <p>(2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。</p> <p>(3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。</p> <p>(4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。</p> <p>(5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。</p> <p>(6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。</p> <p>(7)活動の報告をし、その内容を公表すること。</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。</p>	<p>(8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。</p>	<p>(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。</p>	
<p>(擁護委員の務めなど) 第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。</p>	<p>(擁護委員の務めなど) 第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。</p>	<p>(擁護委員の務めなど) 第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。</p>	
<p>(擁護委員への協力など) 第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。</p>	<p>(擁護委員への協力など) 第28条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。</p>	<p>(擁護委員への協力) 第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 【新設】</p>	
<p>(相談と申立て) 第29条 次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 (1) 区内に住所を有する子ども (2) 区内にある事業所で働いている子ども (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4) 子どもに準ずる者として規則で定める者</p>	<p>(相談と申立て) 第29条 子どもうち次に定めるものは、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 (1) 区内に住所を有する子ども (2) 区内にある事業所で働いている子ども (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの</p>	<p>(相談と申立て) 第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 (1) 区内に住所を有する子ども (2) 区内にある事業所で働いている子ども (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(調査と調整)</p> <p>第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。</p> <p>2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。</p> <p>3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。</p>	<p>(調査と調整)</p> <p>第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。</p> <p>2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。</p> <p>3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。</p>	<p>(調査と調整)</p> <p>第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。</p> <p>2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。</p> <p>3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。</p>	
<p>(要請と意見など)</p> <p>第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。</p> <p>2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。</p> <p>3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。</p> <p>4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。</p> <p>5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。</p> <p>6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。</p> <p>7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、</p>	<p>(要請と意見など)</p> <p>第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。</p> <p>2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。</p> <p>3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。</p> <p>4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。</p> <p>5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。</p> <p>6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。</p> <p>7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、</p>	<p>(要請と意見など)</p> <p>第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。</p> <p>2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。</p> <p>3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。</p> <p>4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。</p> <p>5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。</p> <p>6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。</p> <p>7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>た、この要請や意見の内容を公表するものとします。</p>	<p>この要請や意見の内容を公表するものとします。</p>	<p>べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。</p>	
<p>(見守りなどの支援) 第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。</p>	<p>(見守りなどの支援) 第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。</p>	<p>(見守りなどの支援) 第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。</p>	
<p>(活動の報告と公表) 第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。</p>	<p>(活動の報告と公表) 第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。</p>	<p>(活動の報告と公表) 第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。</p>	
<p>(擁護委員の庶務) 第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。</p>			◆第34条と第35条の順番を入れ替えた。
<p>(相談・調査専門員) 第35条 擁護委員の仕事に補佐するため、相談・調査専門員を設置します。 2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。 3 <u>相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施</u>します。 4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。</p>	<p>(相談・調査専門員) 第34条 擁護委員の仕事に補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 2 <u>相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告</u>します。 <u>また、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施</u>します。 3 擁護委員に準じて、<u>第27条</u>の規定は、相談・調査専門員に適用します。</p>	<p>(擁護委員の庶務など) 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。 2 擁護委員の仕事に補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。</p>	
	<p>(擁護委員の庶務) 第35条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。</p>		
<p>第6章 推進計画・推進体制・評価検証など</p>	<p>第6章 推進計画・推進体制・評価検証など</p>	<p>第4章 推進計画と評価</p>	
<p>(推進計画) 第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を作ります。 2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。</p>	<p>(推進計画) 第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。 2 区長は、推進計画をつくるときは、当事者である子どもや区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。</p>	<p>(推進計画) 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>(推進体制) 第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。</p>	<p>(推進体制) 第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。</p>	<p>(推進体制) ※第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。</p>	
<p>(国、東京都などとの協力) 第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めています。</p>	<p>(国、東京都などとの協力) 第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めています。</p>	<p>(国、東京都などとの協力) ※第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。</p>	
<p>(評価検証など) 第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。 2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。</p>	<p>(評価検証など) 第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。 2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 【削除】</p>	<p>(評価) ※第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。</p>	
	<p>【第6章に集約】 【条項順を入れ替え：第37条】 【条項順を入れ替え：第37条】 【条項順を入れ替え：第38条】 【条項順を入れ替え：第38条】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】</p>	<p>第5章 推進体制など (推進体制) 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。 (国、東京都などとの協力) 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。 (雇い主の協力)</p>	
	<p>【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】</p>	<p>第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。 (地域の中での助け合い)</p>	
	<p>【条項順を入れ替え：第14条】 【条項順を入れ替え：第24条】 【条項順を入れ替え：第24条】</p>	<p>第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。 (啓発) 第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。</p>	

改正条例（案）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<p>第7章 雑則</p>	<p>第7章 雑則</p>	<p>第6章 雑則</p>	
<p>(委任) 第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。</p>	<p>(委任) 第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。</p>	<p>(委任) 第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。</p>	
<p>附則 この条例は、平成14年4月1日から施行します。 附則（平成24年12月10日 条例第82号抄）</p>	<p>附則 この条例は、平成14年4月1日から施行します。 附則（平成24年12月10日 条例第82号抄）</p>	<p>附則 この条例は、平成14年4月1日から施行します。 附則（平成24年12月10日 条例第82号抄）</p>	
<p>1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分）に限り、規則で定める日から施行します。（平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行）</p>	<p>1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分）に限り、規則で定める日から施行します。（平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行）</p>	<p>1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分）に限り、規則で定める日から施行します。（平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行）</p>	
<p>附則（平成26年3月7日 条例第14号）</p>	<p>附則（平成26年3月7日 条例第14号）</p>	<p>附則（平成26年3月7日 条例第14号）</p>	
<p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p>	<p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p>	<p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p>	
<p>附則（令和2年3月4日 条例第11号）</p>	<p>附則（令和2年3月4日 条例第11号）</p>	<p>附則（令和2年3月4日 条例第11号）</p>	
<p>この条例は、令和2年4月1日から施行します。</p>	<p>この条例は、令和2年4月1日から施行します。</p>	<p>この条例は、令和2年4月1日から施行します。</p>	
<p>附則（令和7年●月●日 条例第●号）</p>	<p>附則（令和7年●月●日 条例第●号）</p>	<p>附則（令和7年●月●日 条例第●号）</p>	
<p><u>（施行期日）</u></p>	<p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行します。</u></p>		
<p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。</p>			
<p><u>（世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正）</u></p>			
<p><u>2 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷</u></p>			
<p><u>区条例第7号）の一部を次のように改正する。</u></p>			
<p><u>第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」</u></p>			
<p><u>に改める。</u></p>			

**世田谷区子ども条例の一部改正(素案)への
区民意見と区の考え方(案)**

1 意見募集期間

令和6年9月15日(日)から10月15日(火)まで

2 意見数

83件 (39人)

【内訳】

項目	「パブリックコメント」意見件数	「子ども・若者の声ポスト」意見件数
前文についての意見	5件	24件
条文についての意見	17件	15件
全体に関する意見	22件	
合計	44件 (28人)	39件 (11人)

3 主な意見の概要

(1) パブリックコメント

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	前文(区や大人の決意表明)では「できる限りこたえていくことを約束します」と記載されているが、「できる限り」という表現は具体性にかける。いじめ、性被害、家庭内暴力などの被害にあっている子どもを受け止める言葉として適切なのか。	前文前段の「子どもの思い」「大人へメッセージ」を受けとめたうえで、「区や大人の決意表明」から、できる限りという表現を削除して、より具体性のある内容に改めました。
2	◆前文に「子どもの思い」と「大人へのメッセージ」を入れたことはよい。子どもが考えたメッセージなので、このままでも良いと思うが、大人へのメッセージの下から2つ目は「やったかやってない」より、「チャレンジしたことを評価し」だとよりポジティブである。 ◆子ども自身が考えた保障してほしい権利について、「休む」や「ゆっくりする」ことについては意見が出なかったのか。出ていないのであれば後期検討会で出るとよい。	いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーに伝えたくうえで、子どもの考えや思いがより活かされる条文について再度検討を行い、表現を改めました。 休む権利に関しては、「心や身体が疲れた時に休息することができる権利」を追加しました。
3	改正条例に反対する。 ◆前文から始まる以下の条文は削除すべきである。「さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。私たちの言葉や思いをしっかり受け止め、否定じゃなく肯定してください。大人世代の当たり前は、子ども世代の当たり前じゃない。個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性を認められる機会や空間が必要です。自分のやりたいことを追求できる権利、思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利。自分で自分のことを決める権利。子どもは、自分に関することを自分で決めるこ	前文の表現につきましては、いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーに伝えたくうえで、子どもの考えや思いがより活かされる条文の作成に向けた検討を行いました。 大人が子どもたちに伝えるべきことに関しては、前文「区や大人の決意表明」や、第24条第3項に記載を新たに追加しています。

別紙3

	とができます。選択して自己決定できる権利。保護者は、子どものために思い、良かれと思ってすることが子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えます。」 ◆現行条例の前文「愛情と厳しさをもって接することが必要です。」は必須であり残すべきである。 ◆「子どもが自分勝手に理不尽な意見・主張を述べた場合、保護者は受け入れず厳しく指導する。」という条文を入れることを強く求める。	子どもの権利は相互尊重の上で成り立つことや、子どもが意見表明した内容がすべてに優位するというのではなく、子どもの意見と大人の意見が食い違った場合は、最終的には、子どもの意見や思いを尊重したうえで、大人が子どもの最善の利益を優先して判断するものであることなどが伝わるよう、広報普及啓発手法についても検討してまいります。
4	子どもからのメッセージに対して、大人の意見表明が呼応していない。 「子どもの想い」「大人へのメッセージ」「大人の決意表明」の3つが繋がっていない。	「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」の表記内容については、改めて中高生メンバーに伝えたくて見直しを行いました。「区や大人の決意表明」についても、子どもたちの思いに応えるとともに、大人が子どもに伝えるべき視点を追記しました。
5	区や大人の決意表明について、子どもの言うことをまずはそのまま受け止めること、そのうえでどうできるのか一緒に考えようとする、子どもも大人もパートナーであること、この点をふまえて構成しなおしてはどうか。	前文の「区や大人の決意表明」について再度検討を行い、「区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子ども」という記載を追加するなど、内容を充実させました。

② 条文についての意見

番号	条項	主な意見の概要	区の考え方
1	2条	第2条1項2号がわかりにくく、「18歳以上の人」と具体的にあったほうがわかりやすい。	「この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適応であると認められる人」という表現は、子ども・子育て会議における議論を踏まえた表現としています。条例の解説書等での補足説明を充実させてまいります。
2	2条	【第1章第2条(2)】の「18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人」とはどのような人か。東京都子ども基本条例では子どもの定義を『18歳に満たない者』としていて、施策実施に関しては理念実現のためにその範囲を広げるとあります。本条例は基本理念としての条例であり施策実施の法律ではないので子どもの定義を変えることに反対である。	「子ども」の定義は、現行条例では18歳未満を基本としていますが、支援を切れ目なく行うことを目的として、改正条例では「この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適応であると認められる人」を追加しています。具体的には、支援を実施する対象を、高校3年生世代については18歳の年度末まで対象年齢を延長する対応や、社会的擁護における措置延長を踏まえ、20歳まで対象年齢を延長することなどを想定しております。なお、本定義への該当の可否については、事業ごとに区が個別に検討してまいります。

3	10 条	第 10 条「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。」は良い一文である。	子どもが幸せになるためには保護者自身も幸せであることが大切であるという考えのもと、保護者の子育てを地域で支える社会を目指してまいります。
4	11 条	第 11 条、学校について「保障する責務、協力する責務」に加え、「子どもの権利を活かせる子どもへの育ちと学習の保障を行います」を入れて、学校だからできることと責務を具体的にしてほしい。	第 11 条では、日常的に子どもに関わる様々な主体に共通する責務を掲載しています。ご意見をいただいた学校の責務につきましては、憲法、子どもの権利条約、こども基本法、学校教育法や、「世田谷区教育振興基本計画」の理念を踏まえ、子どもの権利保障に向けた取組みを進めてまいります。
5	13 条	いじめや性被害の場合、その施設に関わる団体の大人が見過ごしてしまった場合や、その大人が原因で二次被害を受ける場合も考えられる。そうした子どもがこの条例、特に「区の責務」(13 条)を読んだ時に助けを求めにくくなるのではないかな。	いじめや性被害など、子どもの権利侵害が発生した際には、関係機関との連携による対応や、第 5 章「子どもの権利擁護」で規定する子どもの権利擁護委員(せたホッと)が個別救済を行います。子どもが必要な時に助けを求められるよう、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。
6	15 条	条例により、子どもたちの声を聞いて、子どもたちの思い、悩みを大人が一方向的に伝えるのではなく、一緒に対話していくことの大切さを感じる。息子は弦巻小学校に通っているが、決まりやルールが多く、先生も子どもたちもきゅうくつに感じているように思う。子どもたちが伸び伸びとその子らしさを尊重される社会を望み、対話をもとに日々を作ることを強く願う。	第 15 条では、「子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重」として、子どもとの対話や、意見の尊重について掲載しています。ご指摘のとおり、大人と子どもが対話の中でともに考え、子どもの権利を実現してまいります。
7	17 条	子どもに関わる可能性のある全ての人に子どもの意見表明についての趣旨を理解してもらい、虐待対応など協力を求める必要がある。	児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、関係機関と協力しながら児童虐待に対応しています。また、第 5 章「子どもの権利擁護」で規定する子どもの権利擁護委員(せたホッと)が、子どもの声を聴きながら個別救済を行う取組みも実施しています。今後、様々な機会でも、子どもの権利保障、意見表明について、広く普及啓発に努めてまいります。
8	18 条	海外での取組みと比べると、誰をどうやって助けるのかがあいまいであり、子どもを取り巻くいじめ等が世田谷区で起こった時に対応できるのか心配である。	区では、「いじめ防止基本方針」を定めており、本条例に基づき、いじめの未然予防、いじめの早期発見、いじめへの早期対応に取り組んでいるところです。
9	18 条	第 18 条、いじめ対策として区民理解といじめ事件解決しか記載がない。「いじめを生まない学校教育に努め」を加えてほしい。	区では、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等の総合的な推進を図っています。ご意見を踏まえ、同基本方針における「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」の視点を追加しました。

別紙3

10	23 条	第 23 条、人材育成だけでは意見形成の支援と ならない。「必要な学習機会の確保に努め、この 学習を支援する人材育成にも努める」として、学 校教育や地域社会に子どもの意見形成のための 授業、事業など、環境を整えていく目標を明記す る。	第 21 条では、子どもの権利学習の支援 として、子ども自身が子どもの権利を学 習するための支援、まわりの大人が子ど もの権利を理解するための支援について 記載しています。第 23 条に記載の人材 育成とあわせて、子どもの意見形成や意 見表明を支えてまいります。
11	24 条	条例について子ども、知的障害者、高齢者に向 けて、わかりやすい翻訳版を作る必要がある。	子どもや子どもに関わるすべての方に分 かりやすい普及啓発パンフレット、条例 の解説書等を作成してまいります。
12	24 条	世田谷区の HP は分かりづらい。そうした HP の 作り方ひとつとっても、世田谷区は助けてくれる 感じがないように受け取られる可能性がある。	現在、区のホームページ上に「子ども・若 者の声とともにつくるページ」を立ち上 げ、子どもの意見表明などの情報を集約 し掲載しています。より分かりやすいホー ムページの構成など、検討を進めてまい ります。
13	24 条	第 24 条「区はこの条例の存在と理念について、 すべての区民に理解してもらうよう努めていきま す。」について、パンフレットを配っただけでは理 解できない内容なので、実際の生活の場面で条 例のことを思い出してもらえるようになるとうい。	保護者を含めた乳幼児教育・保育施設 向けの子どもの権利意識啓発プロジェクトや、子どもの権利の日の制定による子 どもの権利に関する普及啓発と気運醸 成等により、日常的な場面においても、 子どもの権利がしっかりと根付いていくよ う取り組んでまいります。
14	24 条	◆条例の改正を知らない子どもが多いと思うの で、今の段階から学校で取り上げてほしい。低学 年でも分かるように、漫画にしたり読みやすくして ほしい。 ◆小さい子の意見が出やすいように、どの気持ち が一番自分の思いに近いかなど、4件法・5件法 の回答形式など取り入れるのはどうか。	子どもの権利や条例の理念を子どもたち に伝えていくため、子どもたちの意見を聴 きながら、創意工夫により効果的な普及 啓発、意見聴取の方法を検討してまい ります。
15	24 条	◆条例を子どもたちにもわかるように、まんがな どで解説してほしい。 ◆ワークショップなどをして大人も子どもも条例を 理解できる機会がほしい。 ◆子どもが素案を読めないで、音声読み上げ があるとよい。	子どもの権利や条例の理念をわかりや すく子どもたちに伝えていくため、解説書 等の作成や、創意工夫による普及啓発 方法を検討してまいります。
16	24 条	子どもと一緒に条例を読んで「権利」や「主体」と いう言葉がわかりにくいことを感じた。条例を普及 するためのサイトやパンフレット等では、言葉を掘 り下げていくようなコンテンツがあったら良い。	「権利」という言葉は多様な意味で用いら れているため、「子どもの権利」が人権で あることを丁寧に説明していく必要がある と考えています。 子どもの参加・参画により子どもにもわか りやすい普及啓発パンフレットを作成す るとともに、条例の解説書も作成するな ど、効果的な普及啓発方法を検討してま いります。

17	25 条	<p>◆「権利」と「義務」はセットで考えるべき概念である。しかし、条例には子どもの権利ばかりで義務については一言も触れていない。まだ善悪の価値観について未熟な若年層に権利ばかりを教えるのは健全な精神の醸成に悪影響がある。故に反対である。</p> <p>◆擁護委員の仕事を補佐する「相談・調査専門委員」については定員の規定がない。条例制定後は予算が付き「擁護委員」は一種の利権となる。財政規律の観点からも無視できない。故に反対である。</p>	<p>国連ユニセフは「子どもの権利条約」について、子どもの権利は、すべての子どもが無条件にもっているものであり、権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではないと解説しています。本条例により、子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えてまいります。</p> <p>「相談・調査専門員」については、事業執行に必要な人員を精査したうえで、人員数を判断しております。</p>
----	------	--	--

③ 全体に関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	<p>「子どもが自分らしく幸せな今を生き、明日からも良い日と思える社会」に賛成である。これに加えて、大人たちは、子どもの力を心から信頼していることを明記してほしい。</p>	<p>子どもの力を心から信頼していることにつきまして、前文「区や大人の決意表明」の、「区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子ども」といった記載などを追加いたしました。</p>
2	<p>権利条例に関して、「子どもの声ばかり聴いていても指導ができず、教育が疎かになる」などという発想から、権利条約がどうして世界で支持され、世界標準になったかを理解しない区議会議員が一部いるようである。そうした従来の視点による「子どもの声の扱い方」こそが、条約批准から30年という遅滞を招いた根本的誤解であることを明確に認識し、この画期的な条例をきちんと世田谷区の政治行政、市民の声として刻むことが肝要である。</p>	<p>改正条例が施行されましたら、子どもの声を聴く大切さを伝えていくとともに、子どもの権利が当たり前前に保障される文化の醸成に向けて取り組んでまいります。</p>
3	<p>世田谷区子どもの権利条例(素案)を支持する。</p> <p>◆条文に具体的に、豊富な内容が書き込まれていること、基本的姿勢が明確でよい。</p> <p>◆分かりやすい言葉で、子どもでも読んでわかるように工夫してありよい。</p> <p>◆第2章の子どもの声の部分は、今子どもたちが何を求めているかが伝わってくる。特に第8条の項目「①様々なことに挑戦して失敗できる権利 ②選択して自己決定できる権利 ③自分らしく学び成長・発達できる権利」の言葉はとても心に響いた。</p> <p>◆第3章の子ども・子育てを支え合う地域づくりの第10条の内容は欠かせない大事な視点だと思う。特に3の指摘「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。」の内容は素晴らしい。議会では十分にこの条例改定の意義を論議され、全会派が賛成して、この条例が制定できることを願っている。</p>	<p>改正条例が施行されましたら、保護者や子どもの周囲の大人が日常生活の中で子どもの権利の理解を深め、子どもの権利を守るのと同時に、保護者自身も安心して、自分らしく幸福でいられる社会を目指し、地域で子育てを支えるための支援の充実に取り組んでまいります。</p>

別紙3

4	条例は『文字面や聞こえ』は良いが、区長の日本文化への根底的な破壊行為に見えるので反対である。	条例の意図が正しく伝わるよう、広報・普及啓発に取り組んでまいります。
5	こどもは年齢にもよるが、人格が未完成で、大人による指導教育は必要である。権利ばかり肥大させて、教育の根幹を崩すつもりなのか。第三者委員会などを新たに設置するのは、時間と税金の無駄である。	子どもの権利は、子どもの基本的人権であり、誰もが生まれながらに持っているものであることと同時に、社会において権利の行使は相互尊重が前提であり、子どもの権利も同様に一方的に行使できるものではないことについても条例で伝えていく必要があると認識しています。第三者委員会の設置については、他自治体の事例を参考にしながら、最も効果的な手法を検討してまいります。
6	憲法と教基法が制定され、さらには子どもの権利条約を批准しているので法的な整備は充分である。子どもの権利擁護委員会については、教基法にも他の法律にも規定がないので、これについて細かく規定した条例にすべきだと思う。「世田谷区子どもの権利擁護委員会設立条例」(案)ならばよい。	憲法、子どもの権利条約、教育基本法などが規定する内容を踏まえ、改正条例を構成しています。本条例は子どもの権利擁護委員を含めた、区における子どもの権利保障に関する事項を総則的に記載するものとなります。
7	条例の必要性が不明。条例として制定すべきでない。どういう利用のされ方をするのか不明で不安である。	こども基本法の施行等をふまえ、子どもの権利が当たり前に保障される社会を目指して、条例改正に向けた準備を進めております。 改正条例をもとに、第2章に記載の「子どもの権利」を保障することなど、様々な機会に条例の趣旨等を広く普及啓発してまいります。
8	前文の大人へのメッセージはひどい文である。権利ばかり主張する自己中心的な人が増え続けることは、社会の崩壊に繋がる。条例を作ることは、子ども達の心を豊かに育むものではない。条例をつくることに反対する。	前文は、大人へのメッセージも含め、前文全体を改めて見直しました。また、本条例により、子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えてまいります。
9、10	条例改正に強く反対する。 改変の内容が子どもの権利を拡張しすぎており、日本人が伝統的に培ってきた価値観を極端に破壊する危険がある。家庭の亀裂、学校教育の崩壊、地域の秩序をも損ないかねない。 (※同様のご意見2件)	本条例改正は、子どもたち誰もが生まれながらにもっている子どもの権利を明確に位置づけるものです。子どもの権利は大人や他の子どもの権利との相互尊重の上で成り立つことを伝えてまいります。
11	条例改正に強く反対する。 経験が少ない子どもたちへの教育を是正するのは大人の役目である。子どもの権利を強めるのでは、根本的な解決にならない。	本条例により、子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えてまいります。これらの区や大人が伝えるべきことについて、第24条第3項に追加して記載しています。

別紙3

12	<p>子どものころに私はこんなことを思っていない。子どもの想いを勝手に決めること、条例があることの方が問題である。廃止してほしい。</p>	<p>前文「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」や、条例の目標、第2章子どもの権利につきましては、公募により集まった中高生世代で構成する「子ども条例検討プロジェクト」で検討した意見や思いを活かす形で条文を構成しています。</p>
13	<p>無理難題を要求する親子の対応に教員は精神が蝕まれるという教育環境を鑑み、以下の理由により子ども条例の改正に異議を唱える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改正条例の内容は、まさに子ども過保護条例というべき代物で、上記の教育現場を益々悪化、加速させる。 2. 子ども中心主義を増長させるような内容は削除して、大人、指導的立場にある人達の権利と尊厳を護るための条例とする。 3. 日本では大人が子どもの権利を侵害するケースは極めて少ない。むしろ親・保護者による虐待が増加傾向にあり、区として親業のセミナー、啓発活動に注力するほうが子どもの権利を守る上で効果的である。 	<p>子どもの意見や要求がすべてに優位するというのではなく、子どもの意見と大人の意見が食い違った場合は、最終的には、子どもの意見や思いを尊重したうえで、大人が子どもの最善の利益を優先して判断するものと認識しております。</p> <p>子どもたちには子どもの権利があることだけでなく、自身の権利は、大人や他の子どもの権利を相互に尊重したうえで成り立つことについても改正条例で伝えてまいります。</p> <p>子どもの権利保障を保護者や周囲の大人だけの責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が当たり前前に保障される文化を醸成していけるよう、普及・啓発に取り組んでまいります。</p>
14	<p>このような普通の事柄について条例を整備しなければならない地域というのは悲しい。</p>	<p>改正条例が施行されましたら、これを契機として、子どもの権利が当たり前前に保障される社会を目指してまいります。</p>
15	<p>条例の改正の頻度をもっと短くしてほしい。</p>	<p>今後の改正時期については、社会状況の変化などをとらえながら、改めて検討してまいります。</p>
16	<p>子どもが条例を読んでも助けの求め方がわからない。助けてくれる連絡先、助けてくれる人は第三者で力があり、かつ秘密が守られるということは一切読み取れない。</p>	<p>条例の普及啓発とあわせて、子どもの権利擁護機関「せたホッと」という、子どもが安心して相談できる機関があることや、相談の方法などについて、パンフレット等を作成して丁寧に周知を図ってまいります。</p>
17	<p>条例改正をきっかけに子どもが真ん中の社会ができれば良い。「子どもも子どもで言いたいことがある」ことを知り、対話ができると良い。いろんな世代の人が対話した形跡が残ると良い。</p>	<p>第15条には、「子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現」していくことを記載しています。ご指摘のとおり、大人と子どもの対話を通じて、子どもの権利が保障される地域づくりを目指してまいります。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・人間、動物・植物など環境への思いやりの心を持つこと。それが世界の未来の平和、すべての人の安心安全のために生きるために必要なことを身近に感じる。 ・自分がやりたいことだけでなく、他の子供や大人、障害者やお年寄りなどと接して、それぞれの人のやりたい 	<p>子どもの権利は、憲法が規定する基本的人権であるため、何らかの義務や責任を果たすことで認められるものではなく、一人ひとりが生まれながらにして持つ、「侵すことのできない権利」です。</p>

	<p>ことや考え方に違いがあることに触れること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人にして欲しいこと、人にしてあげたいことなどを思い、発言し、実行できること。 ・うまくいかなくてもなぜか考え、再度挑戦できること。 ・いつも同じ場所で同じ人と接するのではなく、違う場所で違う人と会い、多様な経験ができるようにすること。 ・子供が自由に遊べる場所でもやってはいけないことがあること、困る人がいることを知ること。 ・「子供が迷惑をかけるのは当たり前」として子供の親や周りの大人が子供に他人に迷惑をかけるような行為をさせたり、そのような行為を見逃すことのないようにすること。親が自ら他人に迷惑をかけないような配慮をして子供に示すこと。 ・保護者や学校、子供のための活動をする事業者などは子供が他人の権利を犯す可能性を推測し、第三者の不利益にならないよう十分配慮すること。被害を与えた場合は親や責任者が子供とともに誠意をもって対応し、第三者が被った不利益等の補償をすること。 ・社会常識に反することをしようとする時またはしてしまった時は優しく説明されるばかりではなく、叱ってもらえること。ただし、虐待とにならないよう注意すること。 ・「ありがとう」、「ごめんさない」などコミュニケーションに必要な言葉をただどしくても自分から言えるようにして社会で生きやすくすること。それを親や周囲の大人が自ら実践し示してあげること。 ・相手の権利も認めることができるよう学ぶこと。「否定」も受け入れてなぜかを考える必要があることを学ぶこと。親も自分が実践できているか常に反省しながら一緒に考えること。
<p>19</p> <p>子どもの権利を守るためには、関連する情報開示が重要である。前文、基本となる権利、社会から守られ、支援を受ける権利、区の責務等に追加すべきである。区・行政、教育委員会は、関連情報を開示し、子どものみならず、市民の求めに応じて関連情報を調査、公表し、公正で開かれた社会を実現する。</p> <p>第18条(いじめ・差別)、第19条(貧困)などは、現状が分からないと対応、対策が立てられないので、明らかにして、区民で討議、議論すべきである。</p> <p>第30条(調査と調整)では、調査しないことができるが、子ども、親、市民を問わず、疑問があれば調査することが、改善の第一歩である。疑問、問題が提起されれば、調査するよう、改善すべきである。</p>	<p>一方で、社会において、権利の行使は相互尊重が前提であり、子どもの権利も同様に一方的に行使できるものでなく、他人の権利を尊重し、思いやりをもったうえで行使できるものです。</p> <p>これらの子どもの権利を行使する上で大切にすべきことを、今回の条例改正を通じて、伝えていきます。</p> <p>また、区や大人が子どもに伝えていくべき相互尊重の大切さや、子どもに関わる事業者の責務に関しても、条文に盛り込んでおります。</p> <p>区では、児童相談所や子ども家庭支援センター、せたホッとにおける相談対応件数やその内容、子どもの生活実態調査や小中学生アンケートの結果などをホームページで公開しています。</p> <p>これらの情報で明らかになった、子どもたちが直面している実態等を踏まえ、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があることから、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、条例改正に向けた準備を進めています。</p> <p>なお、この間、区の附属機関である子ども・子育て会議、子ども・青少年協議会などで議論してきたところです。また、第30条の(調査と調整)で調査しないことができる場合とは、裁判所において係争中で</p>

		あるなどの特別の場合だけを示しております。
20	人間が生きていくためには、「批判的精神をもつこと」が最も必要である。前文、第3条、各章(権利、地域、政策、権利擁護、体制等)において、考え方を入れるべきである。前文に「子どもは多様な考え方を学び、議論・協議・論争するために、批判的精神を身につけます。」、第5条(自分らしく生きる権利)に「(4) 批判的精神を学び実行する権利」を追加してほしい。	今回の条例改正は、子ども条例に「子どもの権利」について、子どもの権利が当たり前に保障される社会を目指すものです。「子ども条例検討プロジェクト」に参加する中高生メンバーにいただいたご意見を伝えたくて、検討の参考とさせていただきます。
21	教育を受ける権利が条文にない。区民における貧富の差は少なからず教育にかかっている。したがって、公教育の充実が必須である。子どもたちは、区立、私立、公立(国立、都立)の公教育を受けるが、その利害得失が不明である。実情を調べて、不公正が内容、改善、支援(費用を含めて)を行ってほしい。 ◆第6条、幸福追求権に「高等教育を含め教育を受ける権利」を追加することを検討する。 ◆「子どもには、能力があれば高等教育を含み教育を受ける権利があります。」を前文、条文に取り入れる。 ◆第13条(区の責務)、第18条(差別の禁止)、第19条(貧困などの対策)等に、家庭の貧富に関わらず、子ども一人一人が望む教育を受ける権利があり、行政にはその支援をおこなう義務があることを追加する。 ◆子どものみならず、日本国民には教育を受ける権利(スキリング、リスキリング)があり、現在では、高等教育は当たり前の世界になっている。しかし、日本ではその大半の教育費は個人負担であり、親に頼ることが多い。したがって、「(教育を受ける権利)能力があれば、高等教育の費用は、公的に支給します。」を条文に追加する。	第2章「子どもの権利」では、「子ども条例検討プロジェクト」で、中高生世代の子どもたちが検討を行い、子どもたちが特に重要と考えた権利を明示する形で記載しています。日本国憲法や子どもの権利条約等が保障する子どもの権利をすべて条例に記載するものではなく、また、条例に記載した権利のみが保障されるというものでもありません。 「子ども条例検討プロジェクト」に参加する中高生メンバーにいただいたご意見を伝えたくて、条文の再検討を実施しました。
22	子どもの権利条約34条は、「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、…」と規定している。条例の中に性暴力阻止についての何らかの規定が設けられないか。できれば、性的暴力をした加害者に対しては、この暴力に特化した罰則又は懲戒処分として新たな規定を設けてはどうか。	本条例は子どもの権利保障に向けた理念などについて記載しており、個別具体的な事項について新たに罰則規定を設けるものではありません。ご指摘の性暴力に関しては、刑法をはじめとした法令の規定によるものと認識しております。

(2)子ども・若者の声ポスト

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
(「子どもの思い」について)		
1	<p>◆従来の通学方法ではなく、オルタナティブスクール、ホームスクーリング、フリースクールの増設や、それに似たシステムの手厚い保障(お金の免除、給付)を充実してほしい。</p> <p>◆留学制度の充実を推進してほしい。特に先進国で文化的にも恵まれているヨーロッパの国々との連携を強めてほしい。</p> <p>◆学力レベルや性格嗜好にかかわらず、どの子どもでも通いやすい、その中でも人と積極的に関わりたいことを望んでいなかったり、内向的な子、グレーゾーンの障害を持つ子、音楽、芸術に力を入れたい子の声をしっかり聴いて、区政に反映してほしい。</p>	<p>第15条において、子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重として、区が子どもの声を受けとめ、子どもの思いを聴き、尊重することについて記載しています。</p> <p>子どもの意見や思いを効果的に施策へ反映していくため、子どもが参加参画し、区政に意見を反映する会議の設置など新たな仕組みの構築についても検討を進めていきます。</p>
2	「大人の当たり前は子どもの当たり前じゃない」というのは、確かにと考えた。	<p>いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高校生メンバーに共有したうえで、条文の再検討を実施しました。</p>
3	「自由に学びたいことを探求したい」について共感する。	
4	その通りだと思う。	
5	うちに帰ったら甘えたい。	
6	賛同する。これに追加して、私たちが持っている権利に対する責任について教えてもらいたい。また、わたしたち子どもは誰かが見ているということを実感できるだけでも嬉しい。私たちに興味を持ってほしい。	
7	子ども・若者の声ポストがあるのはうれしい。	
8	自分の意見を大切にしたい。	
9	そう思う。	
10	自分は目の前の目標に向けて努力しているし、世田谷ではなくても日本ならどこでもできると思う。自分が学べば大人にはなんでも言える。	
(「大人へのメッセージ」について)		
11	大人の考えも尊重しつつ子どもが素直に判断できることが理想だと思う。大人からの助言が必要な時もある。	<p>いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高校生メンバーに共有したうえで、条文の再検討を実施しました。</p>
12	兄弟とおなじにしてほしい。	
13	自分が子どもを産まないし持たない人生を決定しているのと、教育関連の仕事に携わっていないのと、あまり他者の子どもと関わる機会を持っていないので、感想はなんとも言えない。	
14	賛同する。これに追加して、子どもが「好き」や「愛され、愛す」ということを感じる機会を減らさないでほしい。近年学校的なイベントや区内でのイベントの規模が小さくなってきている。また、公園など身近でお金などがかからずに遊べる場が減ってきてしまっている。他にも音楽や美術などに触れる機会も減ってきている。	

15	たくさん意見があつてすごいと思った。	
16	とても良いと思った。親に見せたい。	
17	そう思う。	
18	自分で頑張れよ。ダメな大人は反面教師でそれはそれで良い。	
(「区や大人の決意表明」について)		
19	「権利の主体」という言葉の意味がわからない。	いただいたご意見を踏まえて、条文を再検討しました。
20	自分が子どもや教育関連のことに積極的に関わりたいと思えない性格なので、意見感想が出てこない。	
21	追加で私たちが間違っただけをしても見捨てないことを誓ってほしい。	
22	こども基本法は大切だと思った。	
23	とても決意が感じられた。	
24	当たり前のことが書いてある。	

② 条文についての意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
(「条例の目標」について)		
1	若者の支援機関が、三軒茶屋や烏山地域に集まってしまうので、公共交通機関を発達させるか(特に鉄道、路面電車、駐輪場の増設)、オンライン対応や訪問支援を増やしてほしい。	区では現在、区内5地域のうち、3地域に青少年交流センターを開設していますが、若者の実態やニーズを踏まえ、若者の居場所を拡充する必要があることから、各地域に青少年交流センターを整備できるよう取組みを進めます。 なお、いただいたご意見につきましては、道路整備や駐輪場等の関係所管にも共有いたします。
2	賛成である。	いただいたご意見を踏まえて、条文を再検討しました。
3	子どもたちが安心して暮らせるまちだとうれしい。	
4	このようなまちができればとても素敵だと思った。	
5	良いと思う。	
6	近隣と付き合いがないので別に。	
7	「みんなが自分らしく笑顔でチャレンジできる街」はどのように実現するのか。	
8	多様性を活かすような取組みを増やしてほしい。	
(「子どもの権利」について)		
9	「能力に応じて評価される権利」はよい。すごくない人に配慮して、頑張っている人を褒めないのはおかしい。頑張っている人はちゃんと褒めてほしい。	「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーでの議論において、「能力に応じて評価される」というフレーズに「やりたい気持ち、やったこと、その過程も含めて認めてほしい」という思いを込めていることを確認したうえで、「公正に評価される権利」に表現を改めました。
10	今も将来も豊かに生きることができる権利と、生活環境と自然環境が守られる権利と、様々なことに挑戦して失敗	「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーの議論を踏まえ

別紙3

	<p>できる権利が書いてあるのはよい。</p> <p>しかし、自分が知りたい情報を得られる権利は、今のところ達成できていないと思う。世田谷区の蔵書ラインナップが乏しく、新書も入りづらく、予約図書のカウンター対面ではなくセルフ受け取りが無いのと、自動返却機も少ないことを改善してほしい。また、世田谷区は行政サービスや支援機関などが充実している印象はあるが、探す苦労を軽減するため、チャート形式や、各機関のホームページのリンク集を掲載してほしい。</p>	<p>「様々なことに挑戦して失敗できる権利」や、「自分が知りたい情報を得られる権利」を記載しています。</p> <p>子ども・若者の意見を聴きながら、これらの権利の実現に向けた取組みを進め、広報普及啓発の手法についても創意工夫をしながら検討してまいります。</p>
11	運動する権利、テレビを見る権利、夏休みに学童に行かない権利。	<p>いただいたご意見を「子ども条例検討プロジェクト(後期検討会)」の中高生メンバーに共有したうえで、条文の再検討を実施しました。</p>
12	第6条(4)、第7条(4)、第8条(1)は大切だと思う。	
13	第6条(1)(3)、第7条(1)(3)の権利が好き。	
14	権利は日本国憲法で決まっていることだからとても大事だと思った。	
15	権利のオンパレードで恥ずかしい。	

世田谷区子どもの権利委員会条例 (案)

令和 7 年〇月〇〇日 条例第〇〇号

(設置)

第 1 条 世田谷区子どもの権利条例 (平成 1 3 年 1 2 月世田谷区条例第 6 4 号) 第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子どもの権利委員会 (以下「権利委員会」という。) を置く。

(職務)

第 2 条 権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障を推進するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 区長の要請を受け、又は自ら判断して、子どもの権利保障の状況について調査し、及び評価検証すること。
- (2) 前号の調査及び評価検証の結果を区長及び教育委員会に報告し、制度の改善等を提言すること。

(組織)

第 3 条 権利委員会は、区長が委嘱する委員 1 0 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 権利委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員及び調査員)

第 6 条 第 3 条の委員のほか、権利委員会に、特別の事項を調査させ、及び評価検証させるため必要があるときは、臨時委員及び調査員を置くことができる。

- 2 臨時委員及び調査員は、前項の規定による調査及び評価検証が終了したときは、解嘱される。

(会議)

第 7 条 権利委員会は、委員長が招集する。

- 2 権利委員会は、委員及び臨時委員 (以下「委員等」という。) の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

別紙 4

3 権利委員会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 権利委員会は、専門的事項を調査し、及び評価検証するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員等をもって組織する。

(会議の公開)

第9条 権利委員会は、公開とする。ただし、権利委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第10条 権利委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員、臨時委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(提言の尊重)

第12条 区長及び教育委員会は、権利委員会から提言を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

2 区長及び教育委員会は、前項の規定により対応した場合は、その結果を公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。